

## 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく違反者の公表

令和6年6月22日更新

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下、「県条例」という。）第110条の3第1項の規定に基づき、次のとおり違反者を公表します。

公表年月日	勧告に従わなかった者の氏名又は名称	住所又は事業所の所在地	法人代表者の氏名	勧告の内容又は違反の事実	その他知事が必要と認める事実
現在、相模原市における公表情報はありません。					